

内定申請スケジュール及び募集利用定員数

地域密着型サービスは、介護保険法により「川崎市介護保険運営協議会地域密着型サービス等部会」への意見照会が義務付けられているため、「内定申請」、「指定申請」の2段階の申請が必要となります。募集する定員総数を超える申請があり、内定を得られなかった事業者については、指定申請を行うことはできません。

内定申請の受付は完全予約制です。内定予約申込期限及び内定申請受付日等を確認し、必ず期限内に申込みを行ってください。（厳守）

なお、内定事業者決定後は、内定事業者情報を本市ホームページ上で公表いたします。公表内容は事業計画地、内定事業者名、ユニット数、開設予定時期、選定基準における「2ユニット合計点数の平均値」を予定しています。

●平成25年度 第1回受付

内定予約受付期間（厳守）	内定申請受付日（厳守）	内定補正完了期限（厳守）
H25.4.1 ～ H25.4.30	H25.5.1 H25.5.2 H25.5.7	H25.5.17

◎募集利用定員（平成27年3月31日までに開設する事業所のみ）

募集する区	利用定員
川崎区	18人（2ユニット）
麻生区	9人（1ユニット）

※募集する区・利用定員については、事業所の整備状況によって変更を行う場合があります。

●平成25年度 第2回受付

内定予約受付期間（厳守）	内定申請受付日（厳守）	内定補正完了期限（厳守）
H25.7.1 ～ H25.7.31	H25.8.1 H25.8.2 H25.8.5	H25.8.12

◎募集利用定員（平成27年3月31日までに開設する事業所のみ）

募集する区	利用定員
川崎区	18人（2ユニット）
幸区	18人（2ユニット）
中原区	18人（2ユニット）
高津区	18人（2ユニット）
宮前区	18人（2ユニット）
多摩区	18人（2ユニット）
麻生区	27人（3ユニット）

※募集する区・利用定員については、事業所の整備状況によって変更を行う場合があります。

●平成 25 年度 第 3 回受付

内定予約受付期間（厳守）	内定申請受付日（厳守）	内定補正完了期限（厳守）
H25.10.1 ～ H25.10.31	H25.11.1 H25.11.5 H25.11.6	H25.11.13

◎募集利用定員（平成 27 年 3 月 31 日までに開設する事業所のみ）

平成 25 年度第 2 回受付の応募状況に応じて決定します。

●平成 25 年度 第 4 回受付

内定予約受付期間（厳守）	内定申請受付日（厳守）	内定補正完了期限（厳守）
H26.1.7 ～ H25.1.31	H26.2.3 H26.2.4 H26.2.5	H26.2.13

◎募集利用定員（平成 27 年 3 月 31 日までに開設する事業所のみ）

平成 25 年度第 3 回受付の応募状況に応じて決定します。

（問い合わせ先） 川崎市健康福祉局介護保険課事業者指定係
電話：044-200-2469
FAX：044-200-3926